第108回 定時株主総会

招集ご通知



スバル興業株式会社

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 株主総会へのご出席をお控えいただくことも ご検討ください。
- ・株主総会にご出席される株主様へのお土産は ご用意しておりません。何卒ご理解ください ますようお願い申しあげます。

開催日時

2022年 **4** 月**26**日(火曜日)午前**10**時 (開場は午前9時10分を予定しております。)

開催場所

東京都港区新橋-丁目2番6号 第一ホテル東京 5階 「ラ・ローズⅡ」

議 案

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役

を除く。) 6名選任の件

目 次

株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	17
連結計算書類	34
計算書類	36
監査報告	38

証券コード 9632

株主各位

東京都千代田区有楽町一丁目10番1号 ス バ ル 興 業 株 式 会 社 取締役社長 永 田 泉 治

第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席をお控えいただくこともご検討ください。なお、3頁「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年4月25日(月曜日)午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年4月26日 (火曜日) 午前10時 (開場は午前9時10分を予定しております。)
- 2. 場 所 東京都港区新橋一丁目2番6号 第一ホテル東京 5階「ラ・ローズⅡ」
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第108期 (2021年2月1日から2022年1月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第108期 (2021年2月1日から2022年1月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

以上

- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、 修正事項をインターネット上の当社ウェブサイト(https://subaru-kougyou.jp/)に掲載させて いただきます。
- ◎ 当社は、法令および当社定款第16条に基づき、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(https://subaru-kougyou.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要|
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

なお、上記①~③は監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算 書類および計算書類の一部であり、また、②ならびに③は、会計監査人が監査報告を作成する に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

本総会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染防止に向けて、当社は以下の対応をとらせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

- ・本総会受付にアルコール消毒液をご用意いたしますので、ご利用ください。
- ・予防措置として、役員および運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・本総会にご出席の株主様は、開催日当日における感染症の流行状況やご自身の体調をお確かめの うえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。
- ・本総会会場内の座席は間隔を空けた配置とさせていただきます。また、その他感染予防のため の措置を講じる場合がございますので、その際はご協力のほどお願い申しあげます。
- ・今後、感染症の流行状況により本総会の運営に変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (https://subaru-kougyou.jp/)にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 **2022**年**4**月**26**日(火曜日)**午前10時**(受付開始:午前9時10分)

場所 第一ホテル東京 5階 「ラ・ローズⅡ」

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年4月25日 (月曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスし、 同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、 画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2022年4月25日 (月曜日) 午後5時30分入力完了分まで

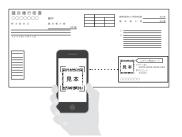
- ※ 書面 (郵送) とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を 有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載の「ログインID・仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネット等による議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録する。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりにいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、財務体質の強化に努め、将来の資金需要に備えた内部留保を勘案しつつ、安定 した配当を行うことを基本方針としておりますが、業績動向を踏まえた株主の皆様への適切な 利益還元も経営の重要な課題と認識しております。

当期の期末配当につきましては、業績が順調に推移したことを勘案し、株主の皆様のご支援にお応えするため、普通配当100円に特別配当160円を加え、1株当たり260円にいたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株当たり100円をお支払いしておりますので、当期の年間 配当金は、1株当たり360円となります。

- ① 配当財産の種類金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金260円(うち、普通配当100円、特別配当160円) 配当総額 668.738.200円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日2022年4月27日

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることにより、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められると共に、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。
 - (2) 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行の責任と権限を明確にし、コーポレートガバナンスの強化を目的として、2022年4月26日付で新たに執行役員制度を導入することに伴い、所要の変更を行うものであります。
 - (3) その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線 は変更箇所を示しております。)

	(下線は変更固所を示してお	りりまり。)
現 行 定 款	変更	案
第3章 株主総会	第3章 株主総会	
[株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供] 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)	

(新 設)	[電子提供措置等] 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役 <u>、</u> 取締役会 <u>および執行役員</u>
[取締役の員数] 第20条 当会社の取締役は <u>18</u> 名以内とする。 2 (条文省略)	[取締役の員数] 第20条 当会社の取締役は <u>15</u> 名以内とする。 2 (現行どおり)
[代表取締役および役付取締役] 第23条 (条文省略) 2 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から取締役会長、取締役社長各1 名、取締役副社長、専務取締役および 常務取締役各若干名を選定することが できる。	[代表取締役および役付取締役] 第23条 (現行どおり) 2 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から取締役会長、取締役社長各1 名を選定することができる。
第24条~第32条 (条文省略)	第24条〜第32条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新 設)	[執行役員] 第33条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任することができる。 2 執行役員は、取締役会の監督の下で、当会社の職務を執行する責任と権限を有する。 3 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、執行役員を兼務することができる。 4 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から、社長執行役員1名、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員各若干名を選定することができる。
第5章 監査等委員会	第5章 監査等委員会
第 <u>33</u> 条~第 <u>36</u> 条 (条文省略)	第 <u>34</u> 条〜第 <u>37</u> 条 (現行どおり)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第 <u>37</u> 条~第 <u>39</u> 条 (条文省略)	第 <u>38</u> 条〜第 <u>40</u> 条 (現行どおり)
第7章 計 算	第7章 計算
第 <u>40</u> 条~第 <u>42</u> 条 (条文省略)	 第 <u>41</u> 条〜 <u>第43</u> 条 (現行どおり)

現	行	定	款	変	更	案
	(新	設)			<u>附 則</u>	
	(新	設)		第1条 3		【株主総会参考書 ト開示とみなし提 更後定款第16条 の新設は、会社法 律(令和元年法律 ただし書きに規定 の日(以下「施行 効力を生ずるもの らず、施行日から 主総会の日とする は、変更前定款第 する。 6か月を経過した 総会の日から3か

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、執行役員制度の導入に伴う経営体制の効率化を図るため、取締役5名を減員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の取締役候補者は、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定しております。また、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏			名	地 位	当社における担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者属性
1	رًر آر	ばやし 林	患	じ治	代表取締役会長		再任
2	水	#= 	泉	じ沿	代表取締役社長		再任
3	岩	づか 塚		^{やすし} 泰	常務取締役	管理本部総務担当	再任
4	いま 今	ざわ 沢	ひろ 宏	^{ゆき} 之	常務取締役	道路関連事業本部長 兼 同本部技術部長	再任
5	太	古	のぶ伸	ゆき幸	取締役	東宝(株) 取締役 副社長執行役員 オーエス(株) 社外取締役(監査等委員) (株)東京楽天地 取締役(監査等委員)	再任
6	みや宮	家	郭	びこ彦	取締役		再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立

東京証券取引所の定めに基づく独立役員

※指名・報酬委員会について

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレートガバナンスの充実を図ることを目的とし、2022年2月24日付で指名・報酬委員会を設置いたしました。

当委員会では、取締役の選任・解任、代表取締役等の選定・解職、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬、その他経営上の重要事項等について審議し、取締役会に報告いたします。

なお、当委員会は代表取締役社長および社外取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役から選定いたします。

《ご参考》

取締役および執行役員に期待する専門性と経験(スキル・マトリックス)

・当社が取締役に期待する専門性と経験は、次のとおりであります。

						NI/ 1.1. /	NHO (± 1 =		(D.F.A							
紀★★										当社な	が期待する	5専門性と	ヒ経験			指名・
候補者番号	氏	名	属性	企業 経営	道路事業	レジャー 事業	不動産 事業	財務/ 会計	人事/ 労務	法務/ リスク管理	ESG/ SDG s	報酬委員会				
1	小林	憲治	_	•	•	•	•	•								
2	永田	泉治	_		•					•	•	•				
3	石塚	泰		•				•	•	•						
4	今沢	宏之	_	•	•						•					
5	太古	伸幸	_	•												
6	宮家	邦彦	(社外)	•						•		•				
	遠藤	信英※	(社外)							•		•				
_	野元	三夏※	(社外)							•		● (委員長)				
_	上村多	多恵子※	(社外)	•	•						•	•				

[※]監査等委員である取締役であり、本総会における取締役選任議案の候補者ではございません。

・当社は、2022年2月24日開催の取締役会において、執行役員制度の導入を決議しております。 本総会終結後に開催される取締役会において、選任を予定している取締役を兼務しない執行役員 に当社が期待する専門性と経験は、次のとおりであります。

						当社な	が期待する	る専門性の	ヒ経験		
地位	氏	名	属性	企業 経営	道路事業	レジャー 事業	不動産事業	財務/	人事/ 労務	法務/ リスク管理	ESG/ SDG s
執行役員	竹島	美喜	_	•		•	•		•	•	•
執行役員	上野	俊明	_	•					•	•	•
執行役員	大西	政樹	_	•	•						
執行役員	松原	正司	_					•			
執行役員	佐藤	章夫	_		•						

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数						
1	再 任 小 林 憲 治 (1955年1月17日生)	1977年 4 月 当社入社 1998年 4 月 当社取締役 2002年 9 月 当社道路(現:道路関連)事業本部長 2003年 4 月 当社常務取締役 2004年 4 月 当社代表取締役社長 2004年 4 月 当社管理本部長 2008年 2 月 当社道路関連事業本部長 2010年 4 月 当社レジャー事業本部長兼不動産経営担当 2018年 4 月 当社代表取締役会長(現任)	2,122株						
	小林憲治氏は、当社の 社長、2018年から代表明								
2	再 任	1983年 4 月 当社入社 2012年 3 月 当社関西支社技術部部長 2012年 4 月 当社取締役 2012年 4 月 当社関西支社技術部長 2014年 6 月 当社道路関連事業本部長兼同本部管理部長 2016年 4 月 当社常務取締役 2018年 4 月 当社代表取締役社長(現任)	1,763株						
	<取締役候補者とした理由> 永田泉治氏は、長年にわたり当社グループの主力事業である道路関連事業に携わり、代表取締役社長 就任以来、当社グループの経営全般において強いリーダーシップを発揮しております。同氏のその豊富 な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いする ものであります。 ●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。								

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数					
n	再 任 石 塚 泰 (1955年7月15日生)	1978年 4 月 東宝(株) 入社 2003年 4 月 同社労政部長 2008年 5 月 同社取締役 2009年 6 月 同社人事労政部長 2014年 5 月 同社人事・総務担当 2017年 4 月 当社取締役 2019年 5 月 当社常務取締役管理本部総務担当(現任)	761株					
J	石塚泰氏は、親会社であるとして会社経営に携わってと判断し、引き続き取締を ●同氏は、過去10年間におよび担当は上記略歴	〈取締役候補者とした理由〉 石塚泰氏は、親会社である東宝(株)および当社において管理部門の業務を幅広く経験すると共に、取締役として会社経営に携わっております。同氏のその豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 ●同氏は、過去10年間において、当社の特定関係事業者である東宝(株)の業務執行者であり、その地位および担当は上記略歴に記載のとおりであります。 ●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。						
4	再 任 今 沪 宏 之 (1962年7月31日生)	1985年 4 月 当社入社 2010年 4 月 当社関西支社名古屋支店長 2012年 3 月 当社関西支社技術部部長兼同支社名古屋支店長 2012年 4 月 当社取締役 2014年 4 月 当社関西支社技術部長 2018年 4 月 当社道路関連事業本部長兼同本部管理部長 2021年 4 月 当社道路関連事業本部長兼同本部技術部長 (現任) 2021年 4 月 当社常務取締役(現任)	939株					
	<取締役候補者とした理由> 今沢宏之氏は、長年にわたり当社グループの主力事業である道路関連事業に携わり、同事業の責任者として当社の経営を担っております。同氏のその豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 ●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。							

1988年 4 月 東宝(株) 入社 2005年 4 月 同社グループ経営企画(現:経営企画)部長 2008年 5 月 同社取締役 2014年 4 月 当社取締役 (現任) 2014年 5 月 東宝(株)常務取締役 2017年 5 月 同社専務取締役 2018年 4 月 オーエス(株) 社外取締役 (監査等委員)(現任) 太 古 伸 幸 (1965年12月 4 日生) (1965年12月 4 日生) [重要な兼職状況] 東宝(株) 取締役 副社長執行役員 (現任) [重要な兼職状況] 東宝(株) 取締役 副社長執行役員 (現任) [重要な兼職状況] 東宝(株) 取締役 副社長執行役員 オーエス(株) 社外取締役(監査等委員) (株)東京楽天地 取締役(監査等委員)	候補者番号	氏 名 (生年月日		略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
(11)	5	太古伸	ゅき 幸	2005年 4 月 同社グループ経営企画(現:経営企画)部長 2008年 5 月 同社取締役 2014年 4 月 当社取締役 (現任) 2014年 5 月 東宝(株)常務取締役 2017年 5 月 同社専務取締役 2018年 4 月 オーエス(株) 社外取締役 (監査等委員)(現任 2020年 4 月 (株)東京楽天地 取締役 (監査等委員) (現任) 2020年 5 月 東宝(株) 取締役副社長 2021年 5 月 東宝(株) 取締役 副社長執行役員 (現任) 【重要な兼職状況】 東宝(株) 取締役 副社長執行役員	1 1 7 1 末

<取締役候補者とした理由>

太古伸幸氏は、親会社である東宝(株)や他社の取締役を務める等、企業経営に精通すると共に、経営企画をはじめとする管理部門での豊富な業務経験と知見を有しており、当社グループの方針や経営判断について適切な意見を期待できることから当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- ●当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。
- ●同氏は、現在において、当社の特定関係事業者である東宝(株)の業務執行者であり、その地位および担当は上記略歴に記載のとおりであります。
- ●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数				
	再 任 社外取締役候補者 独立役員候補者 常 家 邦 彦 (1953年10月12日生)	1978年4月 外務省入省 1996年7月 同省中近東アフリカ局中近東第二課長 1998年1月 同省中近東アフリカ局中近東第一課長 1998年8月 同省北米局日米安全保障条約課長 2000年9月 同省在中華人民共和国日本国大使館公使 2004年1月 同省在イラク日本国大使館公使 2004年7月 同省大臣官房参事官兼中東アフリカ局参事官 兼内閣事務官 2005年8月 (株)外交政策研究所代表取締役(現任) 2007年4月 立命館大学客員教授(現任) 2009年4月 キヤノングローバル戦略研究所研究主幹(現任) 2014年4月 当社社外取締役(現任)	O株				
6	 <社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要> 宮家邦彦氏は、外務省やシンクタンク等における要職の経験により、社会情勢やリスク管理におな知見を有しており、当社の経営判断に独立した立場から適切な意見が期待できるため、当社グ企業価値向上に資すると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 ●同氏は、社外取締役候補者であります。 ●当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案をご承認い場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏の兼職先と当社の間は一切ありません。 						

- ●当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。
- ●同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
- ●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注) 1. 各候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。
 - 2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により塡補することとしております。なお、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

《ご参考》

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役が以下の基準のいずれかに当てはまる場合には、独立性を有しないと判断します。

- 1. 当社およびその子会社(以下「当社グループ」という。)を主要な取引先とする者(注1)またはその業務執行者
- 2. 当社グループの主要な取引先(注2) またはその業務執行者
- 3. 当社からの役員報酬以外に当社グループから多額の金銭その他の財産(注3)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
- 4. 当社の主要株主(注4) (当該株主が法人である場合はその業務執行者)
- 5. 最近3年において前1.~4.のいずれかに該当する者
- 6. 最近10年において次の(1)~(2)のいずれかに該当していた者
 - (1) 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - (2) 当社の兄弟会社の業務執行者
- 7. 前1. ~6. に該当する者および当社グループの業務執行者の二親等以内の親族
- (注1) 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に 基づく当社グループからの年間支払額がその連結売上高の2%を超える者をいう。
- (注2) 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく 当社グループへの年間支払額が当社の連結売上高の2%を超える者をいう。
- (注3) 「多額の金銭その他の財産」とは、定常的な報酬が過去3年間の平均で年間1,000万円を超える場合をいう。
- (注4) 「主要株主」とは、直接または間接に当社総議決権の10%以上を有する者をいう。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年2月1日から) 2022年1月31日まで)

Ⅰ. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、ワクチン接種の促進等による各種政策の効果もあり、一部で持ち直しの動きがみられたものの、新たな変異株の出現による感染拡大により、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

このような情勢のもと、当社グループは、3カ年計画『中期経営戦略2019-2022 TRY!2022』の最終年度にあたり、新型コロナウイルス感染拡大予防策を徹底したうえで、売上高280億円、営業利益35億円の目標達成に向け、各事業において業績の向上に努めました結果、当連結会計年度における売上高は289億7千7百万円(前期比5.5%増)、営業利益は42億7百万円(前期比3.9%増)、経常利益は44億5千1百万円(前期比8.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は29億9千9百万円(前期比13.8%増)となり、当初掲げた目標値を上回ることができました。

以下、セグメント別の概況をご報告申しあげます。

(道路関連事業)

道路関連事業は、政府による防災・減災、国土強靭化対策をはじめとする関連予算の 執行により、公共投資が底堅く推移しましたが、業界全体における人手不足や、労務費・ 資機材価格が上昇する等、依然として予断を許さない状況が続きました。

このような状況のなか、当社グループは、積算精度の向上や総合評価方式への対応強化により維持作業・補修工事の継続的な受注に努めると共に、積極的な技術提案等を行い既存工事の増工を図りました。また、安全衛生管理に重点を置き、頻発化する自然災害等の緊急応急業務にも迅速に対応すべく、安定した施工体制を堅持し、収益の向上に努めました結果、売上高は261億2千9百万円(前期比5.4%増)、セグメント利益は44億6千5百万円(前期比2.3%増)となりました。

(レジャー事業)

飲食部門は、緊急事態宣言が解除された10月以降に緩やかな回復基調がみられたものの、 長期間にわたる営業時間の短縮や消費者の外出自粛傾向により、事業環境は極めて厳しい 状況で推移しました。

このような状況のなか、当社グループは、飲食店においてテイクアウトやデリバリー販売、SNSを通じたキャンペーン情報等の発信強化により集客増に努め、また物品販売においてエナジードリンクの販売が好調に推移したこともあり、売上高は前期を上回りました。

なお、期中1月に『ラ・ベルデ 大手町店』(東京都千代田区)を閉店したことにより、 当連結会計年度末現在の飲食店舗数は7店舗となりました。

マリーナ部門は、『東京夢の島マリーナ』『浦安マリーナ』における年間契約の船舶係留数が引き続き高水準で推移したことに加え、船舶用燃料販売の増加や観光船利用者の増加等により、売上高は前期を上回りました。

以上の結果、レジャー事業全体の売上高は20億8千2百万円(前期比6.9%増)、セグメント利益は8千3百万円(前期比72.1%増)となりました。

(不動産事業)

不動産事業は、計画的に所有物件の点検・修繕を行いテナントの安心・安全に配慮した施設管理に努めました。

『吉祥寺スバルビル』や『新木場倉庫』等の賃貸物件が概ね堅調に稼働し、前期に取得した賃貸物件が寄与したこともあり、売上高は7億6千4百万円(前期比6.4%増)、セグメント利益は4億8千万円(前期比16.8%増)となりました。

(注) 営業利益は、各報告セグメント損益の合計額(50億2千9百万円)から全社費用(8億2千1百万円)を控除しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費 (総務・経理等管理部門に係る費用)であります。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は7億3百万円で、その主なものは道路関連事業における作業用車両の購入に係るものであります。

なお、これに要した資金は全て自己資金でまかなっております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、政府の各種政策による新型コロナウイルス感染症の拡大防止と 社会経済活動の両立を図ることにより景気の持ち直しが期待されるものの、感染症の収束 時期が不明瞭であることに加え、国外での地政学的リスクの高まりによる世界経済への 影響が懸念され、景気の先行きは不透明な状況となっております。

当社グループの主力事業である道路関連事業を取り巻く環境につきましては、引き続き政府による防災・減災、国土強靭化対策をはじめとする関連予算の執行により、公共投資が底堅く推移していくことが期待されます。

このような状況のなか、当社グループは、新たな中期経営戦略を策定し、更なる企業価値向上に向け各事業に取り組んでまいります。

以下、セグメント別の対処すべき課題をご報告申しあげます。

(道路関連事業)

① 人員の確保

労働人口の減少に伴い、業界全体において技術者ならびに作業員の人手不足が生じております。当社グループは、外国人技術者をはじめ優秀な人員を採用し、社内教育や資格取得の奨励を図り、優れた建設技術者の育成に努めてまいります。

また、協力会社との連携強化や適正な人員配置を図り、効率的な施工体制の構築に努め、近年頻発化する集中豪雨や大雪等の自然災害にも対応してまいります。

② 職場環境の整備

働き方改革やダイバーシティを推進するうえで、安全教育や心身の健康管理を徹底する等、安全衛生管理の強化を図り、従業員にとって働きやすい職場環境を整備し、労働生産性の向上に努めてまいります。

③ 受注獲得策の強化

同業他社との受注競争に向けた対策として、総合評価方式への対応強化を図り、 道路維持作業・補修工事の継続的な受注確保に努めると共に、当社グループが持つ 経験や実績を活用し、大規模更新・修繕事業への施工協力や附帯する交通規制業務等 の受注に向け、積極的な営業展開を行ってまいります。また、新たに参入したプロ ポーザル方式のほか、コンセッション方式の受注拡大を目指し、体制の構築と情報 収集に努めてまいります。

④ コストへの対応

上昇が続く労務費や資機材価格に対しては、効率的な人員配置による施工体制を構築すると共に、当社グループ内での連携を密にし、資機材の最適な調達ルートの確保に努め、コスト抑制に努めてまいります。

⑤ 環境対策

環境に配慮した資機材の使用や施工方法を確立すると共に、自社開発の凝集剤を 利用した濁水処理システム等により、環境対策の推進に取り組んでまいります。

(レジャー事業)

① 飲食部門

コロナ禍における新しい営業スタイルの強化として、テイクアウトやデリバリー販売の拡充、LINEやインスタグラム等のSNSを活用した情報発信、新メニューの開発やキャンペーン等を実施し、集客増に努めてまいります。また、フードロスやプラスチック廃材の削減等、環境に配慮した取り組みを推進してまいります。

物品販売においては、飲料や防災用品をはじめ顧客ニーズを的確に把握した商品提供に努め、販路を拡大してまいります。

② マリーナ部門

来場者が安心して利用できる施設運営に取り組み、高水準で稼働する船舶係留数の維持に努めてまいります。また、施設内に附帯するバーベキュー場、ドッグラン、レストラン等のサービスの充実を図ると共に、観光船の運航やレンタルボートサービスの拡大等により、新たな顧客獲得に向けた施策に取り組み、積極的な広報活動を通して当社受託マリーナの認知度向上に努めてまいります。

さらに、有資格者の育成と確保に努め、更なるサービス向上と事業拡大を目指して まいります。

(不動産事業)

① 所有物件の付加価値向上

所有物件において計画的な修繕工事を実施する等、設備の改善を積極的に推進し、 テナントが安心・安全に利用できる施設管理を心掛け、付加価値の向上に努めてまいります。

② 新規物件の取得

立地条件や採算性を踏まえた当社の不動産戦略に則り、中長期にわたり安定的な収益が確保できる優良な新規物件の取得を目指してまいります。

セグメント別は以上となりますが、上記課題に加え、適切な資本政策とコーポレートガバナンスの充実を図り、M&A等の投資可能性を追求しながら、収益基盤の多様化を推進してまいります。また、地域社会への更なる貢献、ICT活用による業務の効率化や人的資本への投資等を通して、企業価値の向上とサステナブルな社会の実現に向けて、適切に対応してまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区分				第105期 (2019年1月期) 第106期 (2020年1月期)		第107期 (2021年1月期)	第108期 (2022年1月期)	
売	上	- -	回	百万円 25,164	百万円 27,211	百万円 27,460	百万円 28,977	
営	業	利	益	3,062	4,090	4,048	4,207	
経	常	常 利 益		2,883	4,129	4,121	4,451	
親会社	株主に帰属	まする 当期	純利益	1,820	3,177	2,635	2,999	
1 株	当たり	当 期 純	利益	707.92	1,236.20	1,025.55	1,166.64	
総	資	資産産		百万円 26,815	百万円 30,554	31,819	百万円 34,113	
純	資	3	産	22,234	24,916	26,542	28,693	

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
 - 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第106期の期首から適用しており、第105期に係る金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況(2022年1月31日現在)

- ① 親会社の状況
 - 1. 親会社との関係

会 社 名	資 本 金	当社に対する議決権比率	主要な事業内容	
	百万円	%		
東宝株式会社	10.355	54.72	映画の製作・配給および興行、演劇の	
宋 玉 休 込 云 仏	10,555	(1.12)	製作および興行、不動産の賃貸他	

- (注) 当社に対する議決権比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しており、() 内は間接所有分内数であります。
 - 2. 親会社等との間の取引に関する事項 記載すべき重要な事項はありません。
 - 3. 親会社との間の重要な財務および事業の方針に関する契約等に関する事項 親会社と当社との間には、事業活動を行ううえでの承認事項等、当社の重要な財務および 事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社の責任のもとで業務執行を図って おり、親会社からの自主独立性は確保されていると認識しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ハイウエイ開発株式会社	100	100.00	道路の維持管理・補修工事、 有料道路等の売店運営業務の受託
株式会社東京ハイウエイ	86	100.00	道路の維持管理・補修工事、 有料道路等の売店運営業務の受託
株式会社アイ・エス・エス	10	100.00	橋梁・構造物等の設計業務

(注) 当連結会計年度末日における連結子会社数は、上記会社を含め11社となっております。

(6) 主要な事業内容(2022年1月31日現在)

	事	業	区	分		主要な事業
道	路	関	連	事	業	道路および道路附帯設備の維持・清掃・補修工事の請負、橋梁・構造物等の設計業務、有料道路等の売店運営業務の受託、太陽光発電事業
レ	ジ	ヤ	_	事	業	飲食・物販等の事業、マリーナの運営事業
不	動	產	董	事	業	不動産賃貸業

(7) 主要な事業所および施設(2022年1月31日現在)

① 当社

名	称		事業所数	所 在 地
本		社	1	東京都
関 西	支	社	1	大阪府
東北	支	店	1	宮城県
名古	屋 支	店	1	愛知県
道路	事 業	所	15	東京都7カ所、青森県、秋田県、宮城県、愛知県、 大阪府、兵庫県3カ所
太陽光	発 電	所	3	兵庫県3カ所
飲食店	・喫茶	店	7	東京都5カ所、埼玉県、神奈川県
物品販	売 事 業	所	2	埼玉県、神奈川県
マリ	_	ナ	2	東京都、千葉県
賃貸ビル	・倉庫・土	_ 地	12	東京都3カ所、千葉県2カ所、神奈川県2カ所、 静岡県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県
馬主	車	場	2	岩手県、千葉県
合		計	47	

② 子会社

名称		所	在	地			
ハイウエイ開発株式	会社 本社 (東	京都)、支店(大阪	府)、事業所6カ	カ所 (東京都他)			
株式会社東京ハイウ	エイ 本社(東	京都)、事業所9カ	所(静岡県他)				
株式会社アイ・エス・	エラ 本社(東	京都)、支社2カ所	(広島県他) 、3	支店3カ所(愛知県他)、			
体 以 云 社 ア イ・ エ 人・	事業所2	事業所 2 力所(宮城県他)					

(8) 従業員の状況(2022年1月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業	部	門	従	業 員 数	
道路関	連事	業	577名	(249名)	
レジャ	一事	業	51名	(82名)	
不動	童 事	業	6名	(3名)	
全 社 (共 通)	23名	」 (0名)	
合		計	657名	(334名)	
前連結会計名	F 度 末 比 均	当 減	△6名	(+3名)	

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
 - 2. 従業員数には、嘱託100名を含みます。
 - 3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均人員であります。
 - 4.「全社(共通)」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
230名 (8名)	+2名 (△1名)	45.1才	13.4年

- (注) 1. 従業員数は、嘱託43名、受入出向者70名を含みます。 ただし、平均年齢、平均勤続年数には嘱託を含みません。
 - 2. 従業員数には、出向者33名を含みません。
 - 3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均人員であります。
- (9) 主要な借入先 (2022年1月31日現在)

該当する事項はありません。

Ⅱ. 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項(2022年1月31日現在)

① 発行可能株式総数 4,000,000株

② 発行済株式の総数② 株主数2,662,000株5,231名

④ 大株主 (上位10名)

株	主	名		持株数	持株比率
			千株	%	
東宝	株	会	社	1,361	52.92
日本マスタートラ	スト信託銀	行株式会社(信	話二)	105	4.10
MLI FOR CLIE COLLATERAL N			NON	84	3.27
吉田]	知	広	47	1.86
株式会社日本	カストデ	イ銀行(信息	託口)	35	1.38
oasis investa	NENTS II MA	ASTER FUND	LTD.	30	1.16
ROYAL BANK OF LIMITED - REG	•		ANDS)	28	1.08
SINFONIETTA SHUNICHI SHIC		UND DIREC	CTOR	20	0.77
DFA INTL SMA	LL CAP VA	LUE PORTF	OLIO	18	0.72
東 宝 フ ァ シ	リティ・	- ズ 株 式	会 社	16	0.66

⁽注) 1. 当社は、自己株式89,930株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

^{2.} 持株比率は自己株式を控除し、小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

X	分	株式数	交付対象者数	
取締役(社外取締役および! を除く。)	監査等委員である取締役	* 3,402	名 10	
社外取締役(監査等委員で	ある取締役を除く。)	_	_	
監査等委員で	ある取締役	_	_	

- (注) 1. 当社は、2021年4月28日開催の第107回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、同年4月28日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年5月28日付で取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。) 10名に対し、自己株式3,402株の処分を行っております。
 - 2. 譲渡制限付株式は、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものと決議しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況(2022年1月31日現在)

廿	<u>t</u>		1:	<u> </u>	氏			名	担当および重要な兼職の状況
代	表取	締	役 会	長	小	林	憲	治	
代	表取	締	役 社	長	永	\blacksquare	泉	训	
専	務	取	締	役	松	丸	光	成	管理本部長 兼 同本部経理担当
常	務	取	締	役	堀	内	信	之	関西支社長 兼 同支社総務部長 兼 同支社管理部長
常	務	取	締	役	石	塚		泰	管理本部総務担当
常	務	取	締	役	今	沢	宏	之	道路関連事業本部長 兼 同本部技術部長
取		締		役	竹	島	美	喜	レジャー事業本部長 兼 同本部マリーナ事業部長 兼
——X		त्ताम		1又	רו			=	不動産経営担当
_取		締		役	上	野	俊	明	管理本部総務部長
取		締		役	大	西	政	樹	道路関連事業本部東北支店長
取		締		役	太	古	伸	幸	東宝株式会社 取締役 副社長執行役員 オーエス株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社東京楽天地 取締役(監査等委員)
取		締		役	包	家	邦	彦	
取約	帝役(常	勤監	查等委	員)	遠	藤	信	英	監査等委員会委員長
取	締役(監査	等委	員)	野	元	Ξ	夏	弁護士 東京製鐵株式会社 社外取締役(監査等委員)
取約	締役(監査	等委.	員)	上	村	多原	惠子	

- (注) 1. 取締役宮家邦彦氏ならびに取締役(常勤監査等委員)遠藤信英氏、取締役(監査等委員)野元三夏氏および上村多恵子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 当社は、取締役宮家邦彦氏ならびに取締役(監査等委員)野元三夏氏および上村多恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
 - 3. 取締役(常勤監査等委員)遠藤信英氏は、他社の取締役経理担当兼経理部長の経歴があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、遠藤信英氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 5. 当事業年度中の取締役の担当の異動

常務取締役 堀内信之 2021年4月1日 関西支社総務部長兼務を委嘱

取締役 今沢宏之 2021年4月1日 道路関連事業本部管理部長兼務委嘱を解く

取締役 竹島美喜 2021年4月1日 レジャー事業本部飲食事業部長兼務委嘱を解く

取締役今沢宏之 2021年4月28日 常務取締役就任

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が塡補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないための措置として、故意によって生じた被保険者自身の損害等については、塡補の対象外としております。

④ 取締役の報酬等

1. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会に意見を求めております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮したうえで決定し、持続的な企業価値および株主価値の向上に向け、インセンティブが十分に機能するような報酬体系とすることを基本方針とする。

具体的には、社内取締役の報酬は、基本報酬、業績連動賞与および株式報酬により 構成し、監督機能を担う社外取締役および監査等委員である取締役については、その 職務に鑑み、基本報酬のみとする。

イ. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、定期同額の月例金銭報酬とし、当社および当社グループの 業績、当該取締役の役位、職務の内容および実績、世間水準ならびに従業員給与との バランスを総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益および中期経営戦略の数値目標の達成度合に応じた賞与とし、企業価値向上につながる利益水準を下回る場合は支給しないものとする。各取締役の報酬額については、常務取締役以上で構成する経営会議、取締役会および監査等委員会の意見等を十分に審議したうえで、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に金銭により支給するものとする。なお、社外取締役および監査等委員である取締役は対象外とする。

工. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は株式報酬とし、インセンティブが十分に機能することにより、持続的な企業価値および株主価値が向上することを目的とする。交付株式は一定期間、譲渡を制限する譲渡制限付株式とし、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、当該取締役の役位、職務の内容および実績、株価等を踏まえて決定する。 なお、社外取締役および監査等委員である取締役は対象外とする。

オ. 報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬である役員賞与、株式報酬と業績連動報酬以外の報酬である基本報酬の支給割合については、持続的な企業価値および株主価値の向上に向け、インセンティブが十分に機能するよう、最も適切な支給割合で決定するものとする。

カ. 個人別の報酬等の内容に関する方針

監査等委員でない取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会からの委任のもと、常務取締役以上で構成する経営会議において、一定の社内基準をもとに、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮し、監査等委員会の意見を踏まえたうえで、決定する。監査等委員である取締役の個別の報酬額については、監査等委員会の決議により決定する。

なお、当社は、2022年2月24日開催の取締役会において、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレートガバナンスの充実を図ることを目的として、「指名・報酬委員会」を設置することを決議いたしました。これにより、今後、監査等委員でない取締役の報酬額は、当該委員会で審議を行った後、取締役会で決定するものといたします。

2. 当事業年度に係る報酬等の総額等

		報酬	等の種類別の	総額	対象となる
区分	報酬等の総額	基本報酬	業績連動賞与	譲渡制限付株式報酬	役員の員数
	百万円	百万円	百万円	百万円	名
取締役(監査等委員である取締役を除く。)	242	192	29	20	11
(うち社外取締役)	(4)	(4)	(-)	(-)	(1)
 監査等委員である取締役	27	27	_	_	3
(うち社外取締役)	(27)	(27)	(-)	(-)	(3)
	270	220	29	20	14
(うち社外役員)	(32)	(32)	(-)	(-)	(4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。
 - 2. 業績連動賞与は、事業年度ごとの業績向上や中期経営戦略の目標達成に向けて、健全なインセンティブが機能する報酬になるよう、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益および中期経営戦略の数値目標を指標とし、その達成度合に応じて、親会社株主に帰属する当期純利益の額を基に、月額基本報酬を基礎として報酬額を算出しております。

なお、当事業年度における売上高は289億7千7百万円、営業利益は42億7百万円であり、 『中期経営戦略2019-2022 TRY!2022』で掲げた目標値である売上高280億円、営業利益 35億円を上回っております。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、29億9千9百万円 であります。

- 3. 譲渡制限付株式報酬の内容等は、「II. (3)④1. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「II. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
- 4. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、2020年4月28日開催の第106回 定時株主総会において、年額3億円以内(うち、社外取締役1千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、11名(うち、社外取締役は1名)です。

また、上記報酬額とは別枠で、2021年4月28日開催の第107回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)のうち、社外取締役を除く取締役に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額5千万円以内、株式数の上限を年1万株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)のうち、社外取締役を除く取締役の員数は、10名です。

5. 監査等委員である取締役の報酬額は、2017年4月27日開催の第103回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

- 6. 取締役会は、代表取締役会長小林憲治氏、代表取締役社長永田泉治氏、専務取締役松丸光成氏、常務取締役堀内信之氏、常務取締役石塚泰氏および常務取締役今沢宏之氏を構成員とする経営会議に対して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個別の報酬額の決定を委任しております。また、各構成員の当社における担当は「II. (3)①取締役の状況」のとおりであります。
 - 委任した理由は、当社全体の業績等を勘案し、各取締役の担当部門について評価を行うには 役付取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、監査等委員会に意見を求めております。
- 7. 当事業年度において、社外取締役が当社の親会社または当社を除く親会社の子会社から受けた役員報酬等はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

	NX DICKI 9	<u> </u>	
地位	氏 名	重要な兼職の状況	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
社外取締役	宮家邦彦	該当なし	当事業年度に開催された取締役会11回のうちその全てに出席し、外務省やシンクタンク等における要職の経験に基づき、必要に応じて適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 監査等委員	遠藤信英	該当なし	当事業年度に開催された取締役会11回、監査等委員会13回のうちその全てに出席し、財務および会計業務の専門家として会社経営に関与された経験に基づき、常勤監査等委員として業務監査の観点から、必要に応じて適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 監査等委員	野元三夏	弁護士 東京製鐵株式会社 社外取締役(監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会11回、監査等委員会13回のうちその全てに出席し、弁護士としての専門的な知識や経験に基づき、必要に応じて適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 監査等委員	上村多恵子	該当なし	当事業年度に開催された取締役会11回、監査等委員会13回のうちその全てに出席し、長年企業経営に携わってきた豊富な経験に基づき、必要に応じて適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

⁽注) 野元三夏氏の重要な兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

区 分	支	払	額
			百万円
ア. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			38
			百万円
イ. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			40

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の前事業年度監査について提出された監査計画と実績の 比較、ならびに当事業年度について提出された監査計画の適否と、これに対応する報酬等の 額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項 の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記ア. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である、企業会計 基準第29号「収益認識に関する会計基準」等への対応に関する助言業務について対価を 支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、会計監査人としてふさわしくない非行があったと認められる場合、その他その職務を継続することが相当でないと認められる場合には会計監査人を解任し、または再任しない方針です。

⁽注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨て、 比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年1月31日現在)

科					金	額
(<u>j</u>	資 産	の i	部)			千円
流重)資	産			20,1	13,984
現	金及	とび	預	金	12,3	27,637
受	取手形	及び	売	金組	6,9	15,812
た	な	卸	資	産	6	74,419
そ		\mathcal{O}		他	2	24,405
貸	倒	31	\exists	金	\triangle	28,291
固定	資	産			13,9	99,112
有形	固定	資	産		11,5	77,224
建	物 及	び 林	構 築	物	2,2	86,131
機	械 装 置	及び	運搬	般具	1,3	97,070
土				地	7,7	76,161
IJ	_	ス	資	産		8,214
そ		\mathcal{O}		他	1	09,645
無形	固定	資	産		4.	54,809
\mathcal{O}		れ		h	4	06,198
そ		\mathcal{O}		他		48,610
投資	その他	の資	産		1,9	67,078
投	資有	面価	証	券	2	72,467
繰	延移	金金	資	産	2	89,499
差	入	保	証	金	7	74,963
保	険	積	$\overline{}$	金	5	22,592
そ		\mathcal{O}		他	1	08,739
貸	倒	31	当	金		△1,183
資	産	合	į	<u></u>	34,1	13,097

(負 債 の 部)	千円
流動負債	4,483,874
支払手形及び買掛金	1,926,409
リース 債 務	15,370
未 払 法 人 税 等	780,340
賞 与 引 当 金	136,912
役員賞与引当金	24,905
そ の 他	1,599,936
固定負債	935,803
リース債務	29,098
繰延税金負債	1,250
退職給付に係る負債	279,024
資 産 除 去 債 務	250,022
_ そ の 他	376,407
負 債 合 計	5,419,678
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	28,601,857
資 本 金	1,331,000
資本剰余金	1,288,055
利 益 剰 余 金	26,328,990
自 己 株 式	△346,188
その他の包括利益累計額	52
その他有価証券評価差額金	52
非 支 配 株 主 持 分	91,509
純 資 産 合 計	28,693,418
	34,113,097

金

額

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年2月1日から) (2022年1月31日まで)

	科		金	額
			千円	千円
売	上	高		28,977,078
営	業費	用		22,938,843
	売 上 総	利 益		6,038,234
_	般 管 理	費		1,830,874
	営業	利 益		4,207,359
営	業 外 収	益		
	受 取 利 息 及	び 配 当 金	6,947	
	貸 倒 引 当 金		35,129	
	受 取 保	険 金	11,672	
	受 取 補	償 金	1,150	
	助 成 金	収 入	160,430	
	そ の	他	31,427	246,757
営	業 外 費	用		2,202
	経常	利 益		4,451,914
特	別 利	益		
	投資有価証	券 売 却 益	5,500	
	保 険 解 約	返戻金	755	6,255
特	別損	失		
	減損	損 失	49,695	49,695
		当期純利益		4,408,474
	法人税、住民税		1,429,389	
	法 人 税 等	調整額	△23,607	1,405,781
	当 期 純	利 益		3,002,693
	非支配株主に帰属す			3,553
	親会社株主に帰属す	「る当期純利益		2,999,139

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借 対照表

(2022年1月31日現在)

科		金額
(資産	の 部)	千円
流 動 資	産	12,414,707
現金万		7,351,515
受 取	手 形	34,904
売	掛金	4,472,428
商		26,854
	及び貯蔵品	40,766
未成工	事支出金	301,785
前払	費用	85,597
そ 貸 倒	の 引 当 金	127,621 △26,766
貸 固定資	ン コ 立 産	13,709,423
有形固定	-	10,597,112
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	物 物	1,871,557
構	築物	79,310
機械及		793,421
船	舶	40,180
車両	運 搬 具	445,547
工具、器	具及び備品	64,753
土	地	7,302,341
	2 資 産	218,766
借	地	194,037
ソフト	、ウェア	14,840
電話	加入権	9,888
投資その他 投資 有		2,893,545 220,612
関係 会		1,756,470
長期	貸付金	2,870
長期前		6,161
繰延移		88,443
差入	保 証 金	549,876
そ	の他	270,293
貸 倒	引 当 金	△1,183
資 産	合 計	26,124,131

科目	金額
(負 債 の 部)	千円
流動負債	3,202,691
買 掛 金	1,348,076
未 払 金	306,812
未 払 費 用	93,892
未払法人税等	554,889
前 受 金	747,517
預り金	25,231
賞 与 引 当 金	59,000
預り保証金	67,272
固定負債	640,252
長期未払金	24,035
長期預り保証金	281,593
退職給付引当金	95,095
	239,528
<u>負債合計</u> (純資産の部)	3,842,944
株主資産が配	22,281,135
が、エー・泉 ・	1,331,000
資本剰余金	1,071,272
資本準備金	1,057,028
その他資本剰余金	14,244
利益剰余金	20,225,050
利益準備金	332,750
その他利益剰余金	19,892,300
固定資産圧縮積立金	66,958
別途積立金	4,415,500
繰越利益剰余金	15,409,842
自己株式	△346,188
評 価・換 算 差 額 等	52
その他有価証券評価差額金	52
<u> 純 資 産 合 計</u>	22,281,187
負債純資産合計	26,124,131

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年2月1日から) (2022年1月31日まで)

	科				金	額
					千円	千円
売		上	高			17,993,577
営	業	費	用			13,912,025
	売 .	上 総	刹	益		4,081,551
_	般	管 理	費			1,279,771
	営	業	利	益		2,801,780
営	業	外 収	益			
	受 取	利 息 万	とび配当	金	60,484	
	助	成 金	 収	入	86,220	
	そ	σ)	他	30,821	177,526
営	業	外 費	用			331
	経	常	利	益		2,978,976
特	別	利	益			
	投資	有 価 訂	E 券 売 却	益	5,500	
	保 険	解系	返戻	金	7	5,508
特	別	損	失			
	減	損	損	失	49,695	49,695
	税引	前当	期 純 利	益		2,934,788
	法人税	、住民	税及び事業		936,000	
	法 人	税等	語 整	額	△7,067	928,932
	当	期	屯 利	益		2,005,855

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年3月11日

スバル興業株式会社取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 中 桐 光 康業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 瀬 剛業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スバル興業株式会社の2021年2月1日から2022年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スバル興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年3月11日

スバル興業株式会社取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 中 桐 光 康業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 瀬 剛業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スバル興業株式会社の2021年2月1日から2022年1月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する 意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- · 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は 継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

当監査等委員会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第108期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、インターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についてインターネット等を経由した手段も活用しながら報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月15日

スパル興業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 遠 藤 信 英 ⑩

監査等委員 野 元 三 夏 ⑩

監査等委員 上 村 多恵子 ⑩

(注) 監査等委員遠藤信英、野元三夏及び上村多恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に 規定する社外取締役であります。

以上

X	Ŧ	

.....

X	Ŧ	

.....

X	Ŧ	

.....

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区新橋一丁目2番6号

第一ホテル東京 5階「ラ·ローズⅡ」 TEL(03)3501-4411

交通

▲ JR線/山手線、京浜東北線、東海道本線、 横須賀線・総武線(快速)新橋駅

❸ 東京メトロ 銀座線、都営浅草線 新橋駅

● 都営三田線 内幸町駅

日比谷口より徒歩約2分

7番出口より徒歩約2分

A 2 出口より徒歩約3分



スバル興業株式会社

TEL (03) 3213-2861 (代)





見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。